

裁判官	
認 印	

第 4 回 口 頭 弁 論 調 書 (判決)

事 件 の 表 示 平成22年(ワ)第905号
 期 日 平成22年10月12日 午後4時50分
 場所及び公開の有無 神戸地方裁判所姫路支部民事法廷で公開
 裁 判 官 小 池 将 和
 裁 判 所 書 記 官 栗 賀 秀 則
 出頭した当事者等

(なし)

弁 論 の 要 領 等

裁判官

次のとおり主文及び理由の要旨を告げて判決言渡し

口頭弁論終結の日 平成22年10月5日

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 主文

- 1 被告は、原告に対し、金501万6398円及びこれに対する平成22年8月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

第3 請求の表示

別紙請求の趣旨及び請求の原因記載のとおり、ただし、訴状送達日の翌日は平成22年8月13日である。

第4 理由の要旨

請求原因事実は、当事者間に争いがない。

債務名義の事件番号 平成22年(ワ)第905号

執 行 文

債権者は、債務者に対して、この債務名義により強制執行をすることができる。

平成22年11月9日

神戸地方裁判所姫路支部民事3係

裁判所書記官 粟 賀 秀 則

債 権 者 株式会社ボルクスジャパン
(原 告)

債 務 者 株式会社ジュン・コーポレーション
(被 告)